平成２２年（フ）第９７３号
神奈川県秦野市千村４丁目４番24号
債務者　齊藤みち子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５６号
新潟県村上市塩町３番16号
債務者　島田　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２０７号
新潟県村上市杉原７番10号
債務者　瀬賀　和栄
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６３号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本725番地の４
債務者　加藤　泰司
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第６５号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本725番地の３
債務者　加藤　勝榮
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第７３号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本725番地の３
債務者　加藤　勝治
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第７４号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本725番地の４
債務者　加藤　節江
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第７５号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科949番地
債務者　髙鳥　静夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第７号
三重県松阪市川井町750番地10、前住所三重県松阪市新町806番地１
債務者　中須　泰子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２０３９号
京都市伏見区淀木津町168番地の67
債務者　上田　篤史
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６７号
京都府相楽郡和束町大字釜塚小字前田41番地
債務者　丸山　　愛
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７４号
京都市南区唐橋高田町10番地19
債務者　田中　真豊
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８２号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地28棟405号
債務者　水谷　英雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１６号
京都市中京区御幸町通夷川上る松本町583番地１　フォルム御幸町405号
債務者　川口　貴之
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５８号
京都市東山区今熊野剣宮町22番地11　プチメゾンＫＴ301号
債務者　達川こと　徐　　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３５号
京都府長岡京市野添２丁目13番１号　アルカサール幸103
債務者　木村　典仁
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０８号
京都府久世郡久御山町野村村東225番地２　川嶋マンション103
債務者　大澤久美子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３７号
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町84番地　レオパレス21ヒルサイドテラス103
債務者　和氣　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係